

年金記録確認滋賀地方第三者委員会（第1回） 議事要旨

1 日 時 平成19年7月13日（金） 14時00分から15時50分

2 場 所 ピアザ淡海「県民交流センター」 3階303会議室

3 出席者

（委員会）岩崎委員長、川辺委員、十二里委員、盛武委員

（滋賀行政評価事務所）小室所長

（滋賀社会保険事務局）島崎局長、福澤次長

4 主な議題

- (1) 辞令交付
- (2) 滋賀行政評価事務所長あいさつ
- (3) 委員長互選
- (4) 委員長あいさつ
- (5) 委員の自己紹介
- (6) 委員長代理の指名
- (7) 事務局職員の紹介
- (8) 委員会の運営について（運営規則等）
- (9) 委員会の所掌事務等について
- (10) 滋賀社会保険事務局長あいさつ
- (11) 年金記録確認手続の概要
- (12) その他

5 会議経過

(1) 岩崎委員が委員長に互選された。

(2) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長の指名により、物江委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(3) 委員会事務局から、委員会の所掌事務、権限、事案の処理フロー、中央委員会の検討結果に基づく「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（7月10日総務大臣決定）等の説明を行った。

(4) 滋賀社会保険事務局から、滋賀県下における厚生年金保険及び国民年金被保険者や受給権者の状況、年金記録確認の受付状況等について説明があった。

説明後、本委員会に対する申立てが行われる可能性がある件数はどの程度見込まれるのか、などの質疑があった。

- (5) 今後、7月17日（火）から始まる申立ての状況等を踏まえ、第2回目の会議を開催し、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」に従って、順次、個別の案件の具体的な検討を行っていくこととなった。

（文責 事務局）